



2021年1月29日

各 位

会社名 西 松 建 設 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 高瀬 伸利  
(コード 1820 東証第一部)  
問合せ先 管理本部副本部長 本多 一 藏  
兼 総務部長  
(TEL 03-3502-0232)

## 中間配当制度の導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更を 2021年6月下旬開催予定の第84期定時株主総会に付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 中間配当制度の導入

##### (1) 中間配当制度導入の目的

当社は、これまで年1回の期末配当のみ実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、中間配当制度を導入するものであります。

##### (2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、2021年6月下旬開催予定の当社第84期定時株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当ができる旨を定めるものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="421 329 592 360">第 7 章 計算</p> <p data-bbox="240 423 432 454">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="225 472 791 640">第 38 条 当社の<u>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p data-bbox="453 745 560 777">(新 設)</p> <p data-bbox="225 931 475 963">第 39 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1018 329 1189 360">第 7 章 計算</p> <p data-bbox="836 423 1086 454">(期末配当の基準日)</p> <p data-bbox="820 472 1386 546">第 38 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p data-bbox="836 701 975 732">(中間配当)</p> <p data-bbox="820 750 1386 871">第 39 条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="820 931 1102 963">第 40 条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 6 月下旬 (予定)

定款変更の効力発生日 2021 年 6 月下旬 (予定)

以上